

# 自動車税

自動車の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格を持っています。

## ■ 納める方

普通自動車、二輪以外の小型自動車を所有する方

## ■ 納める額

47ページの税率表をご覧ください。

## ■ 納める時期と方法

自動車税総合事務所から送付する納税通知書で、5月末日までに納めます。

### ◆ 年度の途中で所有権が移転した場合は

自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されますが、所有権の移転などがあると下の表のようになります。

### ◆ 名義変更、廃車などの申告は

新車を取得したり、自動車を譲り受けたり、廃車にした場合などは、東京運輸支局又は自動車検査登録事務所にその旨を登録し、自動車税事務所に申告してください。

これらの申告をしないと、前の所有者に引き続き課税されることがありますので、ご注意ください。


### ◆ 所有権留保付売買契約の場合は

割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が自動車の所有者とみなされて課税されます。

## 自動車税の減免は

一定の要件に該当する場合は申請により減免になります。詳しくは、66ページをご覧ください。

なお、申請期限は、すでに自動車を所有している場合は納期限まで、新たに自動車を購入し自動車税が課税された場合は登録(取得)の日から1か月以内となります。

納税義務	異動の状況		取り扱い
発生	<新規登録> 	<転入> 東京ナンバー ← 他府県ナンバー 	月割課税*1,*2,*3 (登録の月の翌月から年度末までの月数による課税)
消滅	<廃車> 	<転出> 東京ナンバー → 他府県ナンバー 	月割課税*1,*2,*3 (4月から消滅の月までの月数による課税)
変更	<所有者変更> 東京ナンバー → 東京ナンバー 		年課税 (4月1日現在の所有者にその年度分を全額課税)

\*1 月割課税の場合、自動車税事務所の窓口にて、直接納めます。

\*2  $47\text{ページの年額} \times \frac{\text{課税される月数}}{12} = \text{税額}$  (100円未満切捨て)

\*3 平成18年4月1日以降の県域を越える転出入については、当該年度の末日に変更があったものとみなし、月割課税は廃止されます。(引越や車の売買によって自動車が「他府県ナンバー」に変わっても自動車税の還付や新たな課税は行われません。)

◆車検を受けるための納税証明書は

自動車税を完納している方は、納税通知書についている納税証明書をそのままご使用ください。未納の方は、最寄りの都税事務所(都税支所)、自動車税総合事務所、自動車税事務所又は支庁においてになり、納税したうえで納税証明書の交付申請をしてください。

なお、車検のための納税証明書の発行は、都税事務所(都税支所)、自動車税総合事務所、自動車税事務所及び支庁ならどこでも受け付けています。

◆税率(年額)は

車 種		自家用	営業用		
乗 用 車	1ℓ以下	29,500円	7,500円		
	1ℓ超~1.5ℓ以下	34,500円	8,500円		
	1.5ℓ超~2ℓ以下	39,500円	9,500円		
	2ℓ超~2.5ℓ以下	45,000円	13,800円		
	2.5ℓ超~3ℓ以下	51,000円	15,700円		
	3ℓ超~3.5ℓ以下	58,000円	17,900円		
	3.5ℓ超~4ℓ以下	66,500円	20,500円		
	4ℓ超~4.5ℓ以下	76,500円	23,600円		
	4.5ℓ超~6ℓ以下	88,000円	27,200円		
6ℓ超	111,000円	40,700円			
貨客兼用車	1t以下	1ℓ以下	13,200円	10,200円	
		1ℓ超~1.5ℓ以下	14,300円	11,200円	
		1.5ℓ超	16,000円	12,800円	
	1t超~2t以下	1ℓ以下	16,700円	12,700円	
		1ℓ超~1.5ℓ以下	17,800円	13,700円	
		1.5ℓ超	19,500円	15,300円	
	2t超~3t以下	1ℓ以下	21,200円	15,700円	
		1ℓ超~1.5ℓ以下	22,300円	16,700円	
		1.5ℓ超	24,000円	18,300円	
トラック	1t以下		8,000円	6,500円	
	1t超~2t以下		11,500円	9,000円	
	2t超~3t以下		16,000円	12,000円	
	3t超~4t以下		20,500円	15,000円	
	4t超~5t以下		25,500円	18,500円	
	けん引車	小 型	10,200円	7,500円	
		普 通	20,600円	15,100円	
	被けん引車	小 型		5,300円	3,900円
		普通自動車に 属するもの	8t以下	10,200円	7,500円
			8t超~9t以下	15,300円	11,300円
			9t超~10t以下	20,400円	15,100円
10t超~11t以下			25,500円	18,900円	

(注) この税率表は、抜粋です。

■自動車税はコンビニエンスストアでも納められます！

(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください。)

自動車税の納期は5月です。納期限までに忘れず納税してください。

# 自動車税のグリーン化（環境配慮型税制）

地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税のグリーン化」が実施されています。

## 1 環境負荷の小さい自動車に対する軽減

対象：排ガス性能及び燃費性能を下記①～③のとおり満たす普通自動車及び小型自動車又は、電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車

- ①低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（新☆☆☆☆）を受けているもので、かつ、燃費基準を+5%以上達成している自動車
- ②低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（新☆☆☆☆）を受けているもので、かつ、燃費基準を達成している自動車
- ③排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定50%低減レベル（新☆☆☆）を受けているもので、かつ、燃費基準を+5%以上達成している自動車（軽自動車は本取扱いの対象とはなりません）

軽減内容：上記①～③

	新☆☆☆☆車 低排出ガス車	新☆☆☆☆車 低排出ガス車
燃費基準達成車 燃費基準達成車	—	②概ね25%軽減
燃費基準+5%達成車 燃費基準+5%達成車	③概ね25%軽減	①概ね50%軽減

④電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車 → 概ね50%軽減

制度期間：2年間（平成16～17年度）

軽減期間：平成16・17年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分を軽減

## 2 環境負荷の大きい自動車に対する重課

適用対象	新車新規登録後 ・ディーゼル車………10年を超えるもの ・ガソリン車・LPG車………13年を超えるもの
重課率	おおむね10%
対象外	・一般乗合用バス ・被けん引車 ・電気・天然ガス・メタノール車 ・スクールバス
備考	都が指定する粒子状物質減少装置を装着するディーゼル車、1945年（昭和20年）までに製造された自動車（ヴィンテージカー）については、納期限内に申請することにより重課分を減免します。

（注）平成18年度以降のグリーン化については、税制改正等により見直される場合があります。